

## 《参考文献》

- 東伯町誌編さん委員会編 1968 『東伯町誌』 東伯町
- 東伯町教育委員会 1977 『代代古墳発掘調査概報』 (大栄地区県営畑地総合整備事業に伴う埋蔵文化財の調査)
- 東伯町教育委員会 1979 『伊勢野遺跡群予備調査報告書』
- 東伯町教育委員会 1981 『大高野遺跡発掘調査概報』 (東伯町文化財調査報告書第5集)
- 東伯町教育委員会 1987 『東伯町内遺跡群ほか発掘調査報告書』 (東伯町文化財調査報告書第11集)
- 東伯町教育委員会 1987 『下斉尾1号遺跡・塚本8号墳発掘調査報告書 (中国電力送電用鉄塔建設に伴う発掘調査報告)』 (東伯町文化財調査報告書第12集)
- 東伯町教育委員会 1988 『水溜り・駕籠据場遺跡・大峰遺跡, 森藤第3遺跡発掘調査報告書 (鳥取県営畑地帯総合土地改良事業に伴う発掘調査3)』 (東伯町文化財発掘調査報告書第13集)
- 東伯町教育委員会 1988 『東伯町内遺跡群ほか発掘調査報告書』 (東伯町文化財調査報告書第14集)
- 東伯町教育委員会 1989 『下斉尾1号遺跡・大高野遺跡発掘調査報告書 (鳥取県営畑地帯土地改良事業に伴う発掘調査報告書5)』
- 東伯町教育委員会 1989 『東伯町内遺跡ほか発掘調査報告書』 (東伯町文化財発掘調査報告書第17-1集)
- 東伯町教育委員会 1990 『斎尾廃寺跡範囲確認発掘調査報告書 (鳥取県営畑地帯総合土地改良事業に伴う発掘調査報告7)』 (東伯町文化財発掘調査報告書第18集)
- 東伯町教育委員会 1990 『東伯町内遺跡ほか発掘調査報告書 (塚ノ下遺跡・下斎尾1号遺跡)』 (東伯町文化財発掘調査報告書第19集)
- 東伯町教育委員会 1990 『大高野5号墳・塚本7号墳発掘調査報告書 (鳥取県営畑地帯総合土地改良事業に伴う発掘調査報告6)』 (東伯町文化財発掘調査報告書第17-2集)
- 東伯町教育委員会 1991 『大高野古墳群発掘調査報告書 (大高野1号墳・大高野2号墳発掘調査報告)』 (東伯町文化財発掘調査報告書第21集)
- 東伯町教育委員会 1992 『大高野3号墳発掘調査報告書』 (東伯町文化財発掘調査報告書第23集)
- 東伯町教育委員会 1993 『東伯町内遺跡発掘調査報告書 (大高野遺跡)』 (東伯町文化財発掘調査報告書第26集)
- 東伯町教育委員会 1999 『町内遺跡発掘調査報告書 (大高野遺跡、福永第1遺跡、上法万第3遺跡、水溜り・籠据場遺跡)』 (東伯町文化財発掘調査報告書第33集)
- 東伯町教育委員会 2001 『町内遺跡発掘調査報告書 (大高谷1号遺跡、大高谷2号遺跡、水溜り・籠据場遺跡、八橋第1号遺跡～八橋第4遺跡、西公文第1遺跡、下斉尾1号遺跡、上大門遺跡、井岡地中ソネ遺跡、井岡地頭遺跡)』 (東伯町文化財調査報告書第36集)
- 東伯町教育委員会 2003 『町内遺跡発掘調査報告書 (上法万第3遺跡、笠見第3遺跡、山林遺跡、久蔵峰北遺跡、八橋第1遺跡、蝮谷遺跡、八橋第7遺跡、八橋第8・9遺跡、中尾第1遺跡、岩本遺跡、大高野遺跡)』 (東伯町文化財調査報告書第39集)
- 琴浦町教育委員会 2005 『町内遺跡発掘調査報告書』 (琴浦町埋蔵文化財調査報告書第1集)
- 琴浦町教育委員会 2014 『大高野官衙遺跡 (伯耆国八橋郡衛正倉院跡)』 (琴浦町埋蔵文化財調査報告書第11集)
- 琴浦町教育委員会 2016 『下斉尾1号遺跡(A地区)斎尾8・9号墳 (町土地開発公社宅地造成事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書・改訂版)』 (琴浦町埋蔵文化財調査報告書第15集)
- 倉吉市教育委員会 1979 『伯耆国庁跡発掘調査概報 (第5・6次)』
- 赤碕町文化財解説員連絡協議会編 1992 『船上山案内記』 赤碕町
- 鳥取県教育委員会編 1960 『鳥取県文化財調査報告書』 (第1集)

- 鳥取県編 1972『鳥取県史（第1巻原始古代）』鳥取県
- 鳥取県博物館 2003『鳥取県立博物館古代寺院関係資料』
- 上田三平 1931「因伯二州の寺趾及古瓦」『史蹟名勝天然紀念物（第6集 第9号）』
- 上田三平 1935「法隆寺系廃寺趾の研究」『夢殿（第14冊）』
- 上田三平 1940「斎尾廃寺趾」『史蹟の研究』第一公論社
- 梅原末治 1933「伯耆伊勢崎村の廃寺跡と其古瓦」『寶雲（第5冊）』
- 梅原末治 1944「伯耆斎尾廃寺趾と出土埴佛」『史跡と美術（第165号）』
- 岡村吉彦 2007『織田 vs 毛利－鳥取をめぐる攻防－』鳥取県
- 岡村吉彦 2010『尼子氏と戦国時代の鳥取』鳥取県
- 佐久間達夫 2000『伊能忠敬の伯耆・因幡国の測量』鳥取県土地家屋調査士会
- 白石太良 1978「鳥取県における明治期の町村合併について」『歴史地理学会会報第98号』
- 徳永職男監修 1992『鳥取県の地名』平凡社
- 中森 祥 2010「因幡・伯耆における古代土器の編年とその様相」『出雲国の形成と国府成立の研究 - 古代山陰地域の土器様相と領域性 - 』島根県古代文化センター
- 浜崎洋三 1972「律令体制の崩壊」『鳥取県史（第1巻原始古代）』鳥取県
- 松尾陽吉 1972「交通制度」『鳥取県史（第1巻原始古代）』鳥取県

## 《参考資料》

### 1. パブリックコメント実施結果

「特別史跡齋尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画」(案)  
に対するパブリックコメント実施結果報告書

#### 1. 意見公募のテーマ

特別史跡齋尾廃寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画 (案)

#### 2. 意見の募集期間

平成29年11月21日～12月11日

#### 3. 周知方法

役場本庁舎・分庁舎、まなびタウンとうはく2階カウンターで公開  
町ホームページで概要版の公開

#### 4. 意見の提出状況

郵便	ファックス	電子メール	役場へ持参	計
			1	1

#### 5. 意見の内容と対応方針

対応方針：①反映する（一部のみ反映するものを含む） ②既に盛り込み済み  
③今後の検討課題 ④対応困難 ⑤その他（意見等）

項目	応募意見	応募意見に対する町の考え方
項目なし	特別史跡齋尾廃寺跡について、塔と金堂の基壇や礎石が残っている。山陰道（山陰地方）では唯一の法隆寺式の伽藍配置となる寺院という理解はなかった。	特別史跡齋尾廃寺跡や史跡大高野官衙遺跡、及びその他の遺跡について、その概要と価値について記載させていただきました。今後は本計画に基づき、史跡や遺跡の価値について情報発信等、その周知に取り組んで参ります。

## 2. 関連法令等（抜粋）

### ○文化財保護法施行令

昭和五十年政令第二百六十七号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。））及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法八十五条において準用する場合を含む。））及び八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教

育委員会)が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
  - イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で三月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却
  - ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの
  - ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)
  - ニ 法第百十五条第一項(法第二百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却
  - ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修
  - ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)
  - ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着
  - チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け
  - リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却
  - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等
  - 二 法第百三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第三百一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第二百二十五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。)
- 5 文化庁長官は、前項第一号ヌの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。
  - 6 第四項第一号ヌの管理のための計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
  - 7 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

## ○埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第五号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項、第五十七条第一項及び同法第五十七条の二第一項で準用する同条同項の規定に基き、埋蔵文化財発掘調査等の届出に関する規則を次のように定める。

(発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第九十二条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 発掘予定地の所在及び地番

- 二 発掘予定地の面積
- 三 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 四 発掘調査の目的
- 五 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 六 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 七 発掘着手の予定時期
- 八 発掘終了の予定時期
- 九 出土品の処置に関する希望
- 十 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 二 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 三 発掘予定地の所有者の承諾書
- 四 発掘予定地につき権原に基づく占有者がいるときは、その承諾書
- 五 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

（土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

第二条 法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 二 土木工事等をしようとする土地の面積
- 三 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 五 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 六 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 七 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 八 当該土木工事等の着手の予定時期
- 九 当該土木工事等の終了の予定時期
- 十 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

（事前の届出を要しない場合等）

第三条 法第九十二条第一項ただし書（法第九十三条第一項で準用する場合を含む。）の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該発掘に関し、法第二百五条第一項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合
- 二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合
- 2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。

（遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類）

第四条 法第九十六条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 遺跡の種類
- 二 遺跡の所在及び地番
- 三 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 四 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 五 遺跡の発見年月日
- 六 遺跡を発見するに至った事情
- 七 遺跡の現状
- 八 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 九 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 十 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
- 十一 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。

## ○特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

（許可の申請）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
  - 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
  - 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものの処理を開始する日

## ○史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第二百二条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

第二条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

第四条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

## ○鳥取県における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準

### 1 目的

本基準は、文化財保護法（昭和25年法律第214号、平成16年法律第61号改正。以下「法」という。）に基づき、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」が平成10年6月に報告した「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」を受けて通知された、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（平成10年9月29日付庁保記第75号）で、都道府県教育委員会が管内の市町村で埋蔵文化財の取扱いに差異が出ないように客観的、標準的な基準を策定することを求めている。

また、平成12年3月29日付けで中国・四国ブロック文化行政主管課長会議が「開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いに係る判断基準」を策定し、本県では、各市町村教育委員会教育長等宛に通知（平成12年7月13日付文第246号）して周知を図った。

そこで、上記の経緯を踏まえて、鳥取県内での埋蔵文化財の取扱いの標準化を目的として、本基準を定める。

### 2 用語の定義

- (1) 埋蔵文化財 法第92条第1項で規定された「土地に埋蔵されている文化財」をいう。
- (2) 周知の埋蔵文化財包蔵地 法第93条第1項で規定された、「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」をいう。
- (3) 本発掘調査 開発事業等の際して影響を受ける埋蔵文化財を事前に発掘調査し、詳細な記録を作成することによって保存を図る措置をとることをいう。
- (4) 工事立会 工事の施工に際して、原則として当該市町村教育委員会の埋蔵文化財担当の専門職員が立会い、遺構、遺物が確認された場合には、必要に応じて記録を作成する等適切な措置をとることをいう。
- (5) 慎重工事 周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業等を行うものであることを十分に認識の上、慎重に施工することをいう。
- (6) 分布調査 埋蔵文化財の有無を地表面や地形の観察等で把握する調査をいう。
- (7) 試掘調査 埋蔵文化財の有無が地表面や地形の観察等からでは判断できない場合に、埋蔵文化財の有無を把握するため、部分的に実施する発掘調査をいう。
- (8) 確認調査 開発事業等の際して影響を受ける周知の埋蔵文化財包蔵地を部分的に発掘調査し、その保護のための開発事業等との調整およびやむを得ず記録保存の措置を講じざるを得なくなった場合の範囲決定、性格・内容等の概要把握および本発掘調査に要する経費の積算等に資する情報を得るために行う調査をいう。

### 3 埋蔵文化財として取扱う範囲の把握、決定及び周知について

- (1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲について  
埋蔵文化財包蔵地として取扱う範囲は、本基準別表1のとおりとする。
- (2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地の決定について
  - ①埋蔵文化財包蔵地の把握は、各市町村教育委員会が行うことを基本とする。  
このため、市町村教育委員会は、管内で埋蔵文化財包蔵地の有無が確認されていない未踏査地域等がないようにするために、継続的かつ計画的に分布調査や試掘調査を行うよう努めるものとする。また、埋蔵文化財包蔵地が隣接市町村にまたがって確認された場合は、当該教育委員会間で範囲に齟齬が生じないように調整するものとする。
  - ②県教育委員会は、把握された埋蔵文化財包蔵地について当該市町村教育委員会と協議し、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定する。
  - ③新たに発見された埋蔵文化財包蔵地については、法第96条第1項および法第97条第1項に基づく遺跡発見の場合は、その届出等を県教育委員会が受理した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するものとし、法第99条に伴う発掘調査または教育委員会が行う分布調査で発見した場合は、発見した日をもって周知の埋蔵文化財包蔵地として決定するものとする。
- (1) 決定された埋蔵文化財包蔵地の周知について
  - ①県教育委員会は、決定した周知の埋蔵文化財包蔵地について周知を図るため、遺跡（古墳、古墳群）台帳に登載するとともに、全県にわたる遺跡分布地図（縮尺は原則1万分の1）を作成する等の必要な措置を講じるものとする。
  - ②市町村教育委員会は、県教育委員会と綿密な連携を図ることにより、周知の埋蔵文化財包蔵地を適正に管理し、周知の徹底に努めるものとする。

### 4 記録保存のための発掘調査等の措置を講じる場合の取扱い基準

- (1) 本発掘調査を要する範囲の決定について各市町村教育委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等に関しては、可能な限り早期に事業計画を把握した上で、これまで行われた分布調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査と本発掘調査経費の積算に必要な範囲と面積の確認調査を実施し、まず開発事業者に対し、当該埋蔵文化財の文化財としての重要性を十分理解してもらうことを目的として

現状保存に向けた協議を行うものとする。しかし、その結果においても、やむを得ず、周知の埋蔵文化財包蔵地の現状を改変せざるを得ない場合は、法に基づく届出または通知により、県教育委員会が本基準「別表2」のとおり本発掘調査が必要な範囲を決定するものとする。

- (2) 開発事業者との円滑な調整について開発事業者との調整の経過については、文書で逐次記録化し、その内容を相互に確認する等、調整者間で認識の齟齬が生じないように努めるものとする。
- (3) 周知の埋蔵文化財包蔵地で開発事業等を行う場合の取扱い基準について周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業等については、原則として本基準「別表3」に示すとおり取扱うものとする。

5 非常災害関連

- (1) 非常災害に関連する応急措置は、法第96条及び第97条の非常災害時の規定に準拠する。
- (2) 緊急を要する復旧工事、移転地造成および仮設住宅建設等の場合は事前協議を行い、埋蔵文化財が存在し、本発掘調査が必要となった場合は、調査者の安全を確保し、被災地住民の生存権および生活権を考慮しながら、可能な限り発掘調査を実施する。
- (3) 本格的な復旧工事の場合は、原則として、本基準による取扱いを準用する。

6 その他

- (1) 基準の見直し本基準は、埋蔵文化財の調査技術の進歩等に応じて、県教育委員会と市町村教育委員会で協議の上、必要により見直すことができるものとする。

- (2) 適用

本基準は、平成27年9月30日から適用する。

【別表1】

埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

時代	取扱い
おおむね中世までに属する遺跡	埋蔵文化財として取扱う。
近世に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において必要なものを埋蔵文化財として取扱う。
近現代に属する遺跡	個別の対象について、県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、地域において特に重要なものを埋蔵文化財として取扱う。

【別表2】

本発掘調査を要する範囲の決定これまで行われた発掘調査、文献調査等の成果に加え、必要に応じて試掘調査、確認調査を実施した上で下記のとおり決定する。

埋蔵文化財のあり方	本発掘調査を行う範囲
1 遺構が単独の場合	個々の遺構のみを範囲とする。
2 遺構が歴史的な意味あいをもつ群をなす場合	群全体を範囲とする。
3 ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合	各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味や歴史的な性格を考慮して判断する。
4 周囲に遺構が存在する広場等、歴史的意味がある空間と考えられる場合	遺跡の時代や遺跡の性格等を考慮しつつ、原則として遺構の範囲とする。
5 顕著な遺構は確認できないが、祭祀場跡のように遺物の出土状況が人為的な営為の結果と認められる場合。	全体を範囲とする。
6 (1) 遺物包含層のみだが一定量の遺物がまぎらって包含される場合 (2) 遺物が散漫に包含される場合でも、それが地域や時代の特性として有意と認められる場合(例、旧石器時代等)	県教育委員会と当該市町村教育委員会が協議の上、その時代や歴史的意味、歴史的な性格を考慮して、範囲を決定する。

7	規格性のある区画や、類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（事例：田畑および近世の都市、集落等を構成する道路、木樋、側溝等）	以下を総合的に勘案したうえで範囲を決定する。 ①地域性 ①遺構の遺存状況（現在の市街地との重複等による） ②発掘調査で得られることが予想される情報の内容 ③考古学的情報以外の資料（絵図等の古文書資料）から得られる情報
---	---	--

【別表3】

法による届出等に基づいて行う発掘調査等の必要な措置に関する要件

1	取扱い	要件	適用事例
	本発掘調査	<p>(1) 掘削・造成工事等により埋蔵文化財が破壊される場合。</p> <p>(2) 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事等によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>(3) 一時的な工作物の設置や盛り土、埋立ての場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合。</p> <p>(4) 恒久的な工作物の設置や盛り土、埋立てにより相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合。</p>	<p>① 左に該当するすべての開発事業等（地表で確認できる遺構（古墳、中世城館等）を盛り土造成する場合を含む。）</p> <p>②掘削等を伴う事業により直下の遺構面または遺物包含層との間に30cm以上の保護層が確保できない場合。</p> <p>③土壌改良工事に使用する機材、薬剤等が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合。</p> <p>④将来的な利用計画、地下埋設物または附帯施設計画があり、その計画が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合。</p> <p>⑤掘削等により埋蔵文化財に影響が及ぶ部分とそうでない部分、あるいは埋蔵文化財に影響が及ぶ部分と盛り土・埋立ての部分が著しく交錯する場合。</p> <p>⑥その他、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがある場合。</p> <p>⑦「道路構造令」による道路等（将来的に国または地方自治体が管理する公道に移管される予定の道路を含む。）</p> <p>⑧「河川法」による河川等の堤防敷及び低水路</p> <p>⑨「特定多目的ダム法」または「工業用水道事業法」で規定された貯水ダム、貯水施設の常時満水域以下及び堤体、</p> <p>⑩「砂防法」により設置される砂防堰堤の堤部及び砂防ダムで堆積した土砂を撤去しない計画の場合の堆積最上位以下</p> <p>⑪「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による廃棄物最終処分場の埋め立て部</p> <p>⑫「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道敷、橋梁等の鉄道関連施設</p> <p>⑬「航空法」による滑走路、誘導路等の空港関連施設</p> <p>⑭「港湾法施行規則」による埠頭、岸壁等の港湾関連施設</p> <p>⑮「港湾法」による防波堤、防潮堤</p> <p>⑯厚さ3m以上の盛り土、埋め立てを伴う開発事業等</p> <p>⑰「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」による急傾斜地における急傾斜地崩壊防止施設</p> <p>⑱その他、開発事業で埋蔵文化財の保存措置が困難な場合</p>
2	取扱い	要件	適用事例

工事立会	(1) 通常の発掘調査の実施が物理的に不可能な場合。	① 概ね掘削幅が1m未満の狭小地 ② 「労働安全衛生規則」に基づく安全確保ができない対象地	
	(2) 開発事業が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合。		
	(3) 一時的な工作物の設置や盛り土、埋立で、現地で状況を確認する必要がある場合。		
	(4) 恒久的な工作物の設置や盛り土、埋め立てであるが、施工後であっても必要な発掘調査が可能な場合。	③ 「道路法」による道路の植樹帯、緑地帯（路側・インターチェンジループ内）、歩道、側道部分 ④ 高架、橋梁の橋脚（ピア）、橋台（アバットメント）の工事範囲外 ⑤ 「道路構造令」によらない、または準じない農道、工 事用仮設道路等（1－（4）－⑧を除く） ⑥ 道路拡幅、道路改修工事の既存道路部分 ⑦ 「鉄道事業法」または「軌道法」による鉄道は「道路法」による道路等に準拠 ⑧ 建築物 ⑨ 「河川法」による河川の高水敷 ⑩ 「特定多目的ダム法」、「工業用水道事業法」による当該ダムの常時満水位以上でサーチャージ水位以下及び「砂防法」により設置された砂防堰堤及び撤去計画がない土砂堆積最上位以下以外 ⑪ 野球場、競技場 ⑫ 駐車場、公園、緑地、墓地 ⑬ ゴルフ場、スキー場 ⑭ 農業基盤整備事業（公道部分を除く） ⑮ 土地区画整理事業（公道部分を除く） ⑯ 厚さ3m未満の恒久的な盛り土または埋め立て	
3	取扱い	要件	適用事例
	慎重工事	既往の調査成果や試掘調査、確認調査等により、周知の埋蔵文化財包蔵地の中で「本発掘調査」または「工事立会」の必要がないと判断できる場合	

**特別史跡斎尾麿寺跡・史跡大高野官衙遺跡保存活用計画**

発行日 平成 30（2018）年 3 月 20 日

編集・発行 鳥取県琴浦町  
〒689-2303  
鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591-2

印刷 今井印刷株式会社